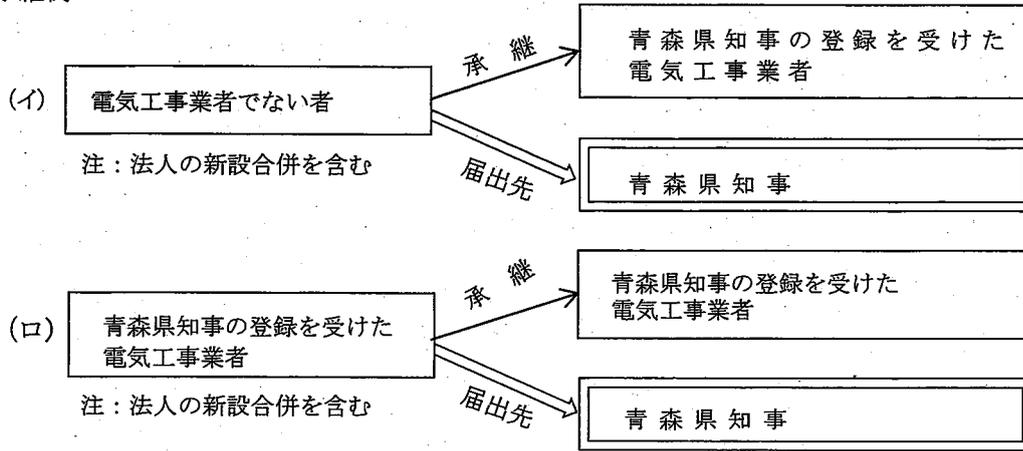


### ③ 電気工事業者承継届出（法第9条関係）

承継例により届出をするときは「電気工事業者承継届出書（35ページ）」の下表の添付書類（様式は62ページ以降）を添えて届出すること。

◎ 届出の期間 承継のあった日（知った日）から30日以内。

<承継例>



承継の内容		譲渡による 場合	相 続 に よ る 場 合 ( ○ )	相 続 に よ る 場 合 ( ○ )
ページ数	添付書類			
72	電気工事業者譲渡証明書	○		
73	登録電気工事業者相 続同意証明書			
74	登録電気工事業者相 続証明書			
	法人の登録簿の謄本 (履歴事項全部証明書の原本)	譲を受けた者が 法人の場合○		
	承継者の住民票	譲を受けた者が 個人の場合○		
62	誓約書（個人用）	譲を受けた者が 個人の場合○		
63	誓約書（法人用）	譲を受けた者が 法人の場合○		
37	登録事項等変更届出 書(変更部分)	○		
	登 録 証	○		

- (備考) 1 欄内の○印が必要となる書類  
 2 登録証が訂正される場合は手数料が必要（75ページ参照）。  
 3 届出書については、押印の必要はない。添付書類のうち、相続同意証明書、相続証明書、誓約書については、押印又は本人自署の署名が必要。  
 4 相続による場合は、相続人全員と被承継者の続柄がわかるもの（戸籍謄本：改正原戸籍等）と被承継者が亡くなったことがわかる除籍謄本（戸籍の場合も有り）も必要。  
 5 承継届出書に県証紙を貼り付ける

【P5～6（承継）】